

平成29年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年4月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番	小林	敏生	20 番	羽野	勝己
2 番	松尾	彰	21 番	伊藤	猛
3 番	田中	諭	22 番	田子森	博美
4 番	山崎	信	23 番	櫻木	キクエ
5 番	後藤	干城	24 番	原田	俊昭
6 番	櫻木	和雄	25 番	石井	隆壽
7 番	井上	良夫	26 番	西川	幸男
8 番	窪山	茂隆	27 番	穴見	義夫
9 番	田中	眞知子	28 番	宮本	保孝
10 番	釜堀	豊	29 番	井手	峯勝
11 番	徳永	辰雄	30 番	大隈	弘子
12 番	高着	土良	31 番	森	洋
13 番	矢野	忠徳 (欠席)	32 番	和佐野	光晴
14 番	古川	ますみ	33 番	徳田	清則
15 番	田中	学	34 番	日吉	慶一
16 番	鶴川	昌洋	35 番	小嶋	嘉則
17 番	大山	源次	36 番	才田	正晴
18 番	樋口	博幸	37 番	森部	賢一
19 番	橋本	計			

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・ 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 8 号 和解の仲介申立書の受理および仲介委員の指名について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
係 長	高 岩 浩 司
事務吏員	松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘
事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、13番矢野委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に7番井上委員、8番窪山委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。7頁まで計39件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。12番高着委員。
- 12番 (高着委員) 水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するものです。隣接者と立会い現地確認して地上げについてお互い納得しております。排水については既存の水路を利用いたします。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
- 議 長 それでは、審議番号1番について、担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 審議番号1番について議案朗読により説明。これは、所有者の〇〇さんより現在〇〇さんが借りております。今回、〇〇さんより〇〇さんへの移転ですが、現在の借受人は、

今回移転を受ける〇〇さんの息子さんです。息子さんから父のほうへ利用権の移転を行うものです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当課の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）13頁をお願いします。議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、12番高着委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

12番 （高着委員）27番穴見委員、30番大隈委員にお願いしたいと思います。

議長 27番穴見委員よろしいですか。

27番 （穴見委員）はい、承知しました。

議長 30番大隈委員よろしいですか。

30番 （大隈委員）はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に12番高着委員、27番穴見委員、30番大隈委員を選任します。よろしくお願いいたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の25番石井委員、どなたか推薦をお願いします。

25番 （石井委員）26番西川委員にお願いします。

議長 26番西川委員よろしいですか。

26番 （西川委員）はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に25番石井委員、26番西川委員を選任します。よろしくお願いいたします。

議長 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は11番徳永委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

11番 （徳永委員）16番鶴川委員にお願いしたいと思います。

議長 16番鶴川委員よろしいですか。

16番 （鶴川委員）はい、了解いたしました。

議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に11番徳永委員、16番鶴川委員を選任します。よろしくお願いいたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担

当委員は 2 1 番伊藤委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

2 1 番 議 長 (伊藤委員) 1 4 番古川委員をお願いしたいと思います。

1 4 番 議 長 1 4 番古川委員よろしいですか。

(古川委員) はい、了解いたしました。

それでは、審議番号 4 番のあっせん委員に 2 1 番伊藤委員、1 4 番古川委員を選任します。よろしくお願いします。

次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 1 4 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1 7 頁まで 8 件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。2 番松尾委員。

2 番 (松尾委員) 審議番号 1 番について説明します。譲受人は株式会社〇〇、所在地〇〇、申請土地は、〇〇で 1 筆 92 m²と 6 筆 4,974 m²となっています。この方の新規就農の動機について申請書を読み上げいたします。産業用太陽光発電所の所在地での維持管理等のメンテナンス時において雑草処理の労働力確保や人件費、ごみ処分費用の高騰が問題点となっている。何か良い対策はないかと考慮していた中で〇〇という植物を太陽光発電所用地にグラウンドカバーとして敷き詰める方法を考案し新規に農業法人を設立し〇〇の生産、販売、移植、管理を手掛ける運びとなった。というのが動機です。営農方法は〇〇を田植箱の幅にて管理通路をもうけて栽培し、年 3 回の収穫を行い販売し〇〇円の売り上げを計画し収益予算が年間で〇〇円の予定です。親会社が〇〇で太陽光の事業をされているのでそこに販売されますので契約栽培というかたちでの販売するとのことです。申請者は市外の方で現在の通作距離は 2 0 k m ですが、9 月に市内へ転入予定であるそうです。9 2 m²のほうは所有者より購入依頼があり購入後は太陽光を設置して下に〇〇を栽培するそうです。現地もみましたが問題ないと思われます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。新規就農者ですので本日 1 0 時より面接を行っております。担当委員の説明の中で 1 か所間違いがありましたので説明いたします。9 2 m²については、その隣接地について太陽光発電が設置されており、その隣接地には〇〇を栽培するので、太陽光を設置するものではありません。今回の申請については土地の取得であり取得したところに〇〇を栽培するものです。販売は系列の親会社であり全国で 1 0 0 か所ほどされており販売というのは施設の下の地面の草が生えるので維持管理費用の軽減のために利用されるそうです。〇〇については、この地域でも数名の方が生産されてありますが、販売価格も田植箱の大きさで〇〇円程度で販売されてあるそうです。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。9 番田中委員。

9 番 議 長 (田中委員) 栽培については、太陽光発電の下で栽培するのですか、平地ですのですか。今回の申請は、土地売買にからんでのもので太陽光発電にからんだものではありません。栽培されたものを、太陽光施設の下に植えるという事で販売するものです。親会社は太陽光発電をしておりますので、ゆくゆくは営農型発電も将来的にはあり得る話ではなかろうかと考えております。今回については、平地に作る(栽培)ということです。(営農型・・・「と発言する者あり。」)他にございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 内容につきましては、譲渡し人の離農によるもので譲受人は遠い親戚にあたります。市外にお住まいですが、30分で通作可能であります。双方にて売買の話がついたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。

次の、審議番号3番については、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号3番について説明します。譲渡人が労力不足により、譲受人と話をしたところ、家の側でもあり、双方にて話がまとまり今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。

6番 (櫻木委員) 審議番号4番について説明します。内容については、譲渡し人の離農によるもので申請地の耕作者である譲受人との間で売買により話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。

6番 (櫻木委員) 審議番号5番について説明します。

譲渡し人の高齢により労力不足のため、近くの方である譲受人と売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番櫻木委員。

6番 (櫻木委員) 審議番号6番について説明します。

譲渡し人と譲受人は姉弟であり申請地について贈与にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。

26番 (西川委員) 審議番号7番について説明します。

申請地は譲受人の畑と接しているため譲渡し人へ相談され売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。

35番 (小嶋委員) 審議番号8番について説明します。

譲渡し人の労力不足のために、申請地の近くの譲受人と売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

ここで、14時35分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:18～14:35 〉

議長 再開いたします。ここで、議案第4号、議案第5号及び第6号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第5号、議案第6号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議長 18頁をお願いします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。

22番 (田子森委員) 審議番号1番について補足説明します。転用者は〇〇さん、転用の目的は、貸露天駐車場で隣地で建設業を営んでいるが、駐車場が手狭なため転用するものです。

参考事項として、農地法の運用について、その他の農地に該当。砂利を敷き、雨水は地下浸透いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
次に、19 頁、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 19 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。6 件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。33 番徳田委員。

33 番 (徳田委員) 審議番号 1 番について説明します。転用の目的、貸露天資材置場です。第 1 種住居地域、用途地域が定められている農地に該当、都市計画用途地域内、第 3 種農地です。事業拡張で既存の資材置場が手狭なため、新たな資材置場を整備するもので現況は不耕作地になっています。雨水については、整備の段階にて整理をしていく事で地元区会長とも打合せ済みです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。8 番窪山委員。

8 番 (窪山委員) 審議番号 2 番について説明します。貸家住宅 6 棟を建築し、貸家経営による家賃収入を得るためです。都市計画用途地域内、第 3 種農地です。生活排水については公共下水にて処理。雨水は既存水路に流します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。
次に審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。20 番羽野委員。

20 番 (羽野委員) 審議番号 3 番について説明します。転用の目的、露天資材置場・露天駐車場で電気事業を営む自宅敷地が市道拡張で手狭になったので、隣地に資材置場と駐車場を整備するものです。第 1 種農地、農用地区域外、敷地拡張に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

22番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。22番田子森委員。
 （田子森委員）審議番号4番について説明します。申請目的は、自己用一般住宅です。理由については、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理、雨水は、既存の側溝に流します。第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
 19番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
 （橋本委員）審議番号5番について説明します。申請目的は、進入路による一時転用です。隣接山林で太陽光発電を行うが、進入路が狭いため、申請地を借りてトラックの通路とするものです。期間は記載のとおり農用地区域内にある農地、農用地区域内農地です。排水は地区の許可を得ているそうです。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
 9番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。
 （田中委員）審議番号6番について説明します。転用目的は露天駐車場。現在、駐車場がないため、駐車場を整備するものです。お寺の駐車場ですが申請地には40年以上も前から倉庫が建っていたそうですが取り壊した後、地目を確認したら畑であったため今回の申請になっております。本来ならば建物が残っていれば非農地証明での対応も可能であったのではないかと思います。先ほどのビデオのように建物は取り壊されてありますので転用の申請となっております。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
 事務局 次に、21頁、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。
 議 長 （寺岡）21頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。7番井上委員。
 7番 （井上委員）ありません。
 議 長 10番釜堀委員。
 10番 （釜堀委員）ありません。
 議 長 22番田子森委員。
 22番 （田子森委員）ありません。
 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 全委員 異議なし。
 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

事務局 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 2 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。7 番井上委員。

7 番 (井上委員) ありません。

議 長 1 0 番釜堀委員。

1 0 番 (釜堀委員) ありません。

議 長 2 2 番田子森委員。

2 2 番 (田子森委員) ありません。

議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。

事務局 次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2 5 番石井委員。

2 5 番 (石井委員) ありません。

議 長 2 6 番西川委員。

2 6 番 (西川委員) ありません。

議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。

事務局 次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。事務局。

議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2 番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。

議 長 2 4 番原田委員。

2 4 番 (原田委員) ありません。

議 長 3 2 番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。

議 長 次の、審議番号 5 番については、私が担当委員になっておりますので、議長を小嶋副会長と交代します。

議 長 （小嶋副会長）議長を交代しました。審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 （小嶋副会長）事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。9番田中委員。

9番 （田中委員）ありません。

議 長 （小嶋副会長）37番森部委員

37番 （森部委員）ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 （小嶋副会長）異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 （小嶋副会長）賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。それでは、議長を森部会長と交替いたします。

議 長 （森部会長）議長を交替いたしました。

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。11番徳永委員。

11番 （徳永委員）ありません。

議 長 16番鶴川委員。

16番 （鶴川委員）ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

次に、議案第8号「和解の仲介申立書の受理および仲介委員の指名について」を議題とし、事務局の説明を求めます。続けて、審議番号1番の説明もお願いします。事務局。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。和解の仲介について資料にて説明。今回、申請人は一番最初に弁護士へ相談されてあります。通常は申立の前に事務局への相談はございませんでした。もし申請者から相談等ございましたら事務局や地元農業委員さんと一緒に紛争解決に向けてお話をしていくところですが、弁護士へ相談の上、申立書を作成し申請となっております。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

別に、出て無いようではありますが申請人は平成27年第7回朝倉市農業委員会にて競売案件にて〇〇地区の農地を取得され、同時に今回申請となっている〇〇地区の4筆について利用権設定がなされているものです。それでは、なければ農業委員会による和解の仲介は、農地法第25条第2項に基づき、農業委員会の委員のうちから、農業委員会の会長が事件ごとに指名する、三人の仲介委員によって行なうとなっています。それでは、仲介委員3名の選任が必要ですので3名の方を指名いたします。

まず、申請地の地区担当委員である、15番 田中委員よろしいでしょうか。

15番 （田中委員）了解しました。

議 長 次に、同じく杷木志波地区の委員である、1番 小林委員よろしいでしょうか。

1番 （小林委員）了解しました。

議 長 次に、申立人は朝倉地区の古毛でも営農されていますので、地区委員である３番田中委員よろしいでしょうか。

３番 (田中諭委員) 了解しました。

議 長 それでは、お諮りいたします。第８号議案について、只今指名しました３名の仲介委員により和解の仲介を行うことにご異議ございませんか。(質問いいでしょうか。(という者あり))

２８番 ２８番宮本委員。

（宮本委員）今回は、利用権設定において貸し借りされている場合、小作権ができないように利用権設定しているのに今回の紛争になっている、既得権がないようにこの制度が出来ているのに、背信行為みたいになっている制度的に信頼できないものになります。

３６番 (才田委員) 利用権が切れている状況で今回の申し立てがでているが事務局はどのように判断して受理したのかお聞かせ願いたい。

事務局 (松尾) 農地法の申請についていえば、書式がととのっていれば受付し、許可、不許可の判断をくだすようになります。申立について弁護士が入り書類を作られていますので、書類的に不備がないため受付をしたものです。

〇〇番 この契約期間に対しハウスの設置はおかしいとおもう。(というものあり。)

〇〇番 これは、利用権設定の契約不履行になるのではないかと。法的にいかなければならないのではないかと。(というものあり。)

３番 (田中委員) ハウスの設置について、所有者の了解を得ていたようです。私が電話したときはハウスは撤去しますと言われてました。弁護士に相談して申立人が設置費用をいくらかでもとれるのではないかと考えてあるみたいです。

議 長 事務局。

事務局 (事務局長) 内容が、仲介案の内容を検討していくようになっていると思われます。農業委員会は和解の折衷案をだして和解の仲介をするもので、利用権の法に基づき違反であるとの命令を下すものではないと思われます。

農地の利用に関する紛争を解決する主な方法は、農事調停・農業委員会による和解の仲介が有ります。民事訴訟は民事訴訟法に基づき、裁判所で行われます。農事調停は民事調停法に基づき、地方裁判所で行われます。農業委員会による和解の仲介は、農地法に基づいており、簡易にできるものであります。和解案をだしまして和解の成立が一番のぞましいのですが、不成立の場合は農業委員会による仲介は打ち切りとなります。その後、不服のある方が民事訴訟へ申し立てをおこない法的な判決を得るのではないかと思います。

この後は、仲介委員さんにより双方の言い分をお聞きしまして和解案を作成いただくものと思います。

議 長 ３６番。

３６番 (才田委員) 再度の確認ですが、どのような内容であれ要件が整えば受理はしなければならないのですね。

議 長 ２０番

２０番 (羽野委員) 利用権の更新をしないで、今回の申請ですがなぜ更新をしなかったのかそこがわかりません。

事務局 (事務局長) 何故、更新しなかったのか、そういうところも仲介委員により聞き取りをおこなっていただくものと考えております。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号１番について、３名の委員を仲介委員に承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

尚、農地法関係事務処理要領第12条第1項(3)のAに基づき、3人の仲介委員の互選により、仲介主任の選出を閉会後にお願いいたします。また、仲介は農地法施行令第21条第1項の規定により、期日等を決めて申立人及び相手方の出頭を求め、和解の仲介を行うことになります。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:37)